

令和3年度
南部広域行政組合
教育事務点検評価報告書

南部広域行政組合教育委員会

目次

1	教育に関する事務の点検及び評価等の実施に関する要綱	2
2	令和3年度南部広域行政組合教育事務点検評価員会議	3
3	南部広域行政組合教育施策の大綱	4
4	点検評価について	5
5	内部評価	
	(1) 島尻教育研究所	6
	(2) 適応指導教室（しののめ教室）	8
	(3) 視聴覚ライブラリー	9
6	外部評価意見書	
	(1) 島尻教育研究所	11
	(2) 適応指導教室（しののめ教室）	12
	(3) 視聴覚ライブラリー	12

○教育に関する事務の点検及び評価等の実施に関する要綱

令和2年1月31日

教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等（以下「教育事務の点検評価」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(教育事務の点検評価)

第2条 教育事務の点検評価の対象は、前年度の南部広域行政組合教育主要施策の事務とし、年1回実施するものとする。

2 教育事務の点検評価を行うに当たっては、教育事務点検評価員へ意見を聴取する機会を設けるものとする。

(教育事務点検評価業務実施本部)

第3条 教育事務の点検評価の業務を的確、かつ円滑に執行するため、教育事務点検評価業務実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

2 実施本部は、教育次長、教育課長、島尻教育研究所所長及び島尻教育研究所主任指導主事をもって構成し、本部長は教育次長、副本部長に教育課長をもって充てる。

3 本部長は、実施本部を代表し、その事務を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 実施本部の業務は次に掲げる事項とする。

- (1) 教育事務の点検評価の点検資料及び評価素案作成依頼に関すること。
- (2) 教育事務の点検評価の点検資料及び評価素案の確認検討に関すること。
- (3) 教育事務の点検評価の報告書案の作成に関すること。
- (4) その他教育事務の点検評価の実施に必要なこと。

6 実施本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(教育事務点検評価員)

第4条 法第26条第2項に規定する教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育事務点検評価員（以下「点検評価員」という。）を置く。

2 点検評価員は2人以内とし、教育長が委嘱する。

3 任期は委嘱した日の属する年度の翌年の末日までとする。

4 点検評価員は、教育委員会の依頼により教育事務の点検評価の結果に関し意見を述べるものとする。

(教育事務の点検評価の報告及び公表)

第5条 教育事務の点検評価の報告書の議会への提出は、評価対象年度の翌年度の定例会に行うものとする。

2 報告書は、前項の提出後、速やかにホームページで公表するものとする。

(結果の活用)

第6条 教育事務の点検評価の結果は、教育行政の計画立案、事務の改善、効率化等に活用するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○令和4年度南部広域行政組合教育事務点検評価員会議

・日付 令和4年8月23日（火）開催

・学識経験者は以下のとおり。

(1) 宮平やすみ 元ゆたか小学校長（学校教育関係者）

(2) 金城 毅 糸満市立中央公民館長（社会教育関係者）

平成29年2月23日理事会決定

1. 基本理念

「Think Globally Act Locally」 (地球規模で考え、足元から行動せよ)

地球規模で教育を考え、世界に羽ばたく人材を育てるために島尻地区の子供たちに寄り添った教育を展開することを基本理念とする。

2. 大綱の策定期限

当組合における事業については、目的を同じとする構成市町村の方針により協議が行われ、議会議決を経て組合同規約に共同処理事務として実施されているため、教育事業に関する組合同規約改正が行われないう限り、原則、新たな大綱の策定は行わないものとする。ただし、理事会及び教育委員会より、見直す必要があると判断した場合には、組合同規約に定める目的を逸脱しない範囲で大綱を策定することができる。

3. 基本方針

(1) 視聴覚ライブラリー事業

- ・視聴覚教育システムの整備及び教育水準の維持向上を図ります。

(2) 島尻教育研究所事業

- ・教育に関する調査・研究及び教育関係職員の研修を行い、資料提供並びに教育相談等の事業を通して島尻地区における教育研究の中核的存在とし、域内の教育を担う人材の育成を目指します。

(3) 適応指導教室「しののめ教室」

- ・心理的不安等不登校児童生徒に対し、適切な学習指導や体験活動等の援助指導を通して、自立心を高め社会性を身につけさせ学校生活への適応を図り、学校復帰を支援します。

点検評価について

(1) 点検評価対象年度

令和3年度実施事業

(2) 点検評価の方法

南部広域行政組合では、共同処理事務の状況を事業報告書にまとめ、決算審査が円滑に行われるよう努めてきました。このことから、教育事務点検評価員会議においては、点検評価に必要な資料が既に整理されていることを踏まえ、この事業報告書を活用し、教育事務点検評価を行うこととした。

また、南部広域行政組合は、市町村の一部事務を共同処理する組織であり、教育事務の範囲が限られていることから、評価の範囲を共同処理する3つの事務、「視聴覚ライブラリー事業」、「島尻教育研究所事業」、「適応指導教室（しののめ教室）」とする。

点検評価は、南部広域行政組合が策定した「教育施策の大綱」の方針を踏まえ、事務事業の必要性、効率性、有効性、公平性の観点から自己評価を行いました。また、客観性を確保するため、教育事務点検評価員会議を開催し、教育事務点検評価員として委嘱した外部の学識経験者より意見をいただく。

○評価基準

評価区分	内容	評価の視点
S	施策の目的が十分に達成されている	・ 施策目的が十分に達成された状態にある。 ・ 施策推進による顕著な成果が見られる。
A	施策の目的が達成されている	・ 施策目的が概ね達成された状態にある。 ・ 実績や事業費に見合った十分な成果が出ている。 など
B	施策の目的があまり達成されていない	・ 施策目的が達成されているとはいえない状態にある。 ・ 実績や事業費に比して成果がやや低い。 など
C	施策の目的が達成されていない	・ 施策目的がまったく達成されていない。 ・ 実績や事業費に見合った成果が出ていない。 など

事業名	島尻教育研究所	教育施策 の大綱 基本方針	教育に関する調査・研究及び教育関係職員の研修を行い、資料提供並びに教育相談等の事業を通して島尻地区における教育研究の中核的存在とし、域内の教育を担う人材の育成を目指します。
令和3年度 決算額	27,776,310円		
執行率	96.6%		
令和3年度事業内容			
【事業報告書参照】			
I 研修事業 1 長期研修(P5~P9) 2 短期研修(P9~P11) 3 教育講演会(P11~P12) 4 自主参加講座(P12~P13) 5 教育関係団体等支援事業(P13) II 調査・研究事業 1 各種データの整理・蓄積(P13) 2 蔵書一覧作成(P13) 3 調査・研究協力園事業(P13~P15) 4 教育先進地域等視察研修(P15) III 情報・広報事業 1 ホームページの発信と更新(P15) 2 刊行物の発行(P15) 3 書籍の貸し出し(P15) 4 研修終了者等へのフォローアップ(P15) 5 広報活動(ポスター、チラシ作成と配布)(P15)		V その他 1 教育研究所運営委員会(P21) 2 全県指導主事等連絡協議会(県教育委員会、県立総合教育センターとの連携強化)(P21) 3 学力向上専門部会(県教育委員会島尻教育事務所、市町村教育委員会との連携強化)(P21) 4 市町村指導主事等研修会(市町村教育委員会等との連携強化)(P21) 5 JICA(国際協力機構)との連携(国際的な連携強化)(P21) 6 県内大学との連携協定(琉球大学、沖縄女子短期大学との連携強化)(P21~P22)	
評価 区分	総合 評価	評価の説明	
内部 評価	A	<p>令和3年度は、国及び県の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえ、当初の研修計画を見直し、事業の中止、延期、規模の縮小等により実施した。なお、実施に際しては、新型コロナウイルス感染症に係る島尻教育研究所主催研修会等実施ガイドラインを策定し、それに基づき予防対策を講じながら実施した。</p> <p>・長期研修事業については、琉球大学やキリスト教学院大学、学識経験者(公認心理師)などの専門家を指導講師に、小学校教諭5名、中学校教諭4名の長期</p>	

	A	<p>研修（6ヶ月・1年）を実施し、域内の教育リーダー育成に努めた。研修内容として、資質向上に係る講座(授業改善等)を前・後期各10講座を開設し研修の充実を図った。</p> <p>所外研修については、新型コロナウイルス感染拡大の状況から、視察等多くが中止となったが、南部広域行政組合関連施設や県立図書館、学校施設訪問(通信制高校)などを実施することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期研修では、域内の「校内(5回)・園内(5回)研修支援事業」、「小学校・中学校合同研修会(2回)」、「市町村教育委員会連携講座(幼児教育7回)」を実施し、教育研修を支援した。 <p>「小中研究主任研修会」「教育講演会」「離島出前講座」はコロナの急激な感染状況や天候不良から急遽中止とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主参加講座(小中学校4回、幼稚園・こども園・保育園4回)は、Zoom会議によるオンラインで開催し、個人研修を支援した。(離島、行政など多くの教諭等の参加があった。) ・教育研究団体支援事業では、総会や講演会、研究報告会等は中止とした。また、少人数で行う役員会や理事会は通常通り行い、研究報告は紙面報告とした。 ・調査研究事業では、特別活動(小学校)、英語科(中学校)の学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の一体化を図る研究及び授業実践を行った。小中各3回の公開授業を予定していたが、新型コロナウイルス感染状況から、規模を縮小しながら開催した。域内への授業公開は中学校英語科の1回のみとなったが、実践研究を提案することができた。また、与那原幼稚園を「調査・研究協力園」に指定し、園内研修を支援、その研究成果を与那原町内の幼稚園・こども園・保育園に公開保育・研修会で成果と課題を共有することができた。さらに与那原小の幼小連携に係る「スタートカリキュラムだより」をHPで公開し、その成果の啓発に努めた。 <p>※コロナ禍に対応した研修の在り方や教職員の多忙化への対応が求められる中、教育現場が必要とする研修の実施や研修に対する意欲を高め、参加しやすくする工夫について検討していく必要がある。また、こども園化、法人化が進行している幼児教育に係る研修について、保幼小中高の連携を見据えた研修を検討し、工夫していく必要がある。</p>
--	---	---

事業名	適応指導教室	教育施策 の大綱 基本方針	心理的不安等不登校児童生徒に対し、適切な学習指導や体験活動等の援助指導を通して、自立心を高め社会性を身につけさせ学校生活への適応を図り、学校復帰を支援します。
令和3年度 決算額	3,118,096円		
執行率	89.8%		
令和3年度事業内容			
【事業報告書参照】			
IV 教育相談事業			
1 適応指導教室「しのめ教室」の運営 (P15～P18)			
2 域内適応指導教室等への支援等 (P18～P21)			
評価 区分	総合 評価	評価の説明	
内部 評価	A	<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、行事等の時期、持ち方等の変更など見直しを行い、児童生徒の安全確保を優先に事業を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況について、令和3年度は、正式入室と体験入室を合わせて、のべ小学校6名、中学校8名、合計14名の不登校児童生徒の入室があった（正式入室は小中合わせて8名）。このうち、学習活動や体験活動、教育相談等を通して3名の生徒が学校復帰した。 ・前年度に引き続き従来の臨床心理士に加え、発達障害の専門家である臨床発達心理士を指導講師として招聘し（年5回）、社会的スキルの向上を目指したトレーニングなど、特別な配慮を必要とする児童生徒へのかかわり方等について、複数年に渡り連続性を持って行い、居場所づくりを充実させることができた。さらに、高等学校へ進学を控えた中学3年生が3名いたことから進路指導にも力を入れ、外部からの人材を活用したキャリア教育を積極的に取り入れた学習を展開した。中学3年生3名は高等学校へ進学した。また、発達障害を取り扱う医療機関、専門機関とも連携し支援につなげた。 ・域内の適応指導教室（とびうお教室、とよむ教室、ハート教室）と連携し、合同体験学習や担当者連絡会を定期的実施。教室運営等の情報共有に努めると共に、学習会を合同で実施するなど職員間の交流を深め、不登校児童生徒への支援体制強化を図ることができた。 <p>※今後も、不登校児童生徒が所属する原籍校の校長を始め、職員やスクールソーシャルワーカー、教育相談員、関係市町村の福祉部局担当者などとの連携をさらに深め、不登校児童生徒の学校復帰を支援していきたい。</p>	

事業名	視聴覚ライブラリー	教育施策 の大綱 基本方針	視聴覚教育システムの整備及び教育水準の維持向上を図ります。
令和3年度 決算額	3,805,847円		
執行率	80.0%		
令和3年度事業内容			
【事業報告書参照】 <ol style="list-style-type: none"> 1 プラネタリウム出張上映会事業 (P22) 2 視聴覚メディア講習会事業 (P22) 3 離島親子映写会事業 (P22～P23) 4 教材機材整備貸出事業 (P23) 5 ライブラリー運営委員会 (P23) 6 要覧の配布(管内の学校教育・社会教育団体に配布) (P23) 7 ホームページによる情報の発信 (P23) 8 貸出機材教材搬送回収事業 (P23) 9 管内市町村別教材・機材利用状況 			
評価 区分	総合 評価	評価の説明	
内 部 評 価	B	<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の開催要項を見直し、視聴覚ライブラリー新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに基づき予防対策を講じながら実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラネタリウム出張上映会については、事業を共同処理する南部12市町村のうち、本島6市町において輪番で実施している。令和3年度は南城市・南風原町で開催し、感染拡大防止のため、日頃から健康管理している団体を対象に、1回あたりの人数を減らすなど十分に感染対策を講じて実施した。予定されていた与那原町については、新型コロナウイルス感染拡大の状況から急遽、中止となった。 ・視聴覚メディア講習会については、事業を共同処理する南部12市町村のうち、本島6市町において輪番で実施している。令和3年度は豊見城市・糸満市・八重瀬町で開催し、十分に感染対策を講じて実施した。 ・離島親子映写会については、事業を共同処理する南部12市町村のうち、離島6村において開催している。令和3年度は渡嘉敷村・座間味村・渡名喜村で実施し、予定していた栗国村・南大東村・北大東村については、新型コロナウイルス感染拡大の状況から中止となった。 ・機材教材の整備貸出については、令和3年度は平和教育と防災教育のDVD6本・ワイヤレスアンプ1台を購入した。また、教材等の貸出については、八重瀬町196件、南城市147件、豊見城市139件、南風原町105件、糸満市103件、与那原町42件、離島村やその他17件の貸出があり、全体で749件(1,451個)と昨年度 	

	B	<p>より2割程度減少した。減少の要因として長期にわたる緊急事態宣言下での学校の休校や学校行事の自粛、さらに保育所、学童、自治会など社会教育団体の活動自粛が要因と考えられる。しかし、コロナ禍によりオンライン化が進む中、視聴覚機器の需要も高まりつつある。引き続き、より多くの団体に利用してもらうため、広報活動を継続し、適正に視聴覚機器及び視聴覚資料の集中管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出搬送回収事業については、週3日（月水金）に、利用団体への搬送回収を行っており、令和3年度は142日運航した。日中多忙である幼小中学校、保育所、学童、福祉施設さらに遠方の団体においては、とても好評であり利用団体の負担軽減にも繋がっているため、今後も継続していきたい。 <p>※今後も適正に視聴覚機器及び視聴覚資料の集中管理を行い、社会教育団体及び学校教育団体に対して貸出業務を行っていききたい。それ以外の事業についても、コロナ禍に対応した開催の在り方について検討し、工夫していく必要がある。</p>
--	---	--

外部評価意見書（宮平やすみ）

評価 区分	総合 評価	評価の説明【島尻教育研究所事業】
外部 評価	A	<p>昨年度に引き続き、令和 3 年度も新型コロナウイルスの感染拡大の状況に応じて、必要な対策を講じて内容の見直しや方法の工夫を図り、研修の充実と人材育成に努めている。</p> <p>I 研修事業について</p> <p>長期研修においては、普遍的な教育課題に加えて現代社会の課題に基づいた研究テーマを設定しており、琉球大学教育学部教授や心理士等を指導講師に招き、より専門的な研究を進める環境が整えられている。今後も県内大学との連携を図り、研修の充実を図ることを期待する。</p> <p>短期研修においては、県内大学職員を各学校の研究テーマに適した指導講師として派遣し、校内研修の充実にも寄与している。また、オンライン開催をすることで、これまで研修機会に恵まれなかった幼稚園・子ども園・保育所の職員が多く参加できたという状況がみられることから、今後の研修体制のあり方の一助となると考える。特に、子ども園等の増加により幼少連携に向けた幼児教育の充実がより重要である。しかし、研修会は対面ならではのよさがあるので、コロナ感染防止対策解除後は、実践的な研修内容を含め、オンラインを活用する等、方法を工夫し様々な条件に対応できるような新たな研修方法についても模索したい。</p> <p>II 調査・研究事業について</p> <p>調査・研究事業では、特別活動（小学校）、英語科（中学校）の研究協力校を指定し、域内の授業力向上の推進を図っている。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で、実践の公開や波及には至っていないのが残念である。公開授業研究会及び授業者も含め、実践の成果を何らかの方法で今後にかける場面を見だし、当事者の研究意欲をバックアップしていく必要があると考える。</p> <p>III 情報・広報事業</p> <p>ホームページに、学びの支援サイトが掲載されており、授業に活用できる教材の提供が充実してきている。さらに、各学校の情報をもとに、このサイトの周知促進やさらなる内容充実を図り、学校における活用や授業支援に寄与することが期待される。</p> <p>初任者研修閉講式に初任者に対する教育研究団体への加入を呼びかけ、若い教員の研究団体への加入が増えている。さらに、本研究所が域内の教育研究団体の拠点となり、主体的・継続的な研究の充実発展につながることを期待する。</p> <p>その他</p> <p>近年の臨時任用教員不足が、長期研修への申請に影響を及ぼすことが懸念される。全県的な課題であるが、学校教育の安定的な運営と教員の資質・能力の向上を</p>

		<p>目指す人材育成の歩みを止めることなく、今後も域内の人材育成機関の中核として研修事業の充実を図ってほしい。</p>
<p>外部評価意見書（宮平やすみ）</p>		
評価区分	総合評価	<p style="text-align: center;">評価の説明【適応指導教室事業】</p>
外部評価	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じた対策を通して、児童生徒の安全確保と学びの支援に取り組んでいる。 利用状況については、のべ小学校6名、中学校8名、合計14名のうち、3名の生徒が学校復帰する実績をあげている。 ・臨床心理士や発達心理士等が児童生徒の特性に応じて専門的・継続的に関わり、教室担当者を中心に適応指導教室としての機能を果たしている。それにより、中学3年生3名が高等学校に進学し社会的自立に進めたことは大きな成果である。 ・域内の適応指導教室と連携した合同体験学習や担当者連絡会は、様々の個性をもつ児童生徒への関わり方を実際に共有し、多様な背景をもつ児童生徒の具体的な支援や理解を深めるよい交流機会となっている。 ・本指導教室における児童生徒への支援の在り方を各小中学校の適応指導教室や自立支援教室と連携・共有することでそれぞれの学校においても適切な支援が行われることができるのが望ましい。今後も、各学校の校長を始め、職員及びSC, SSW 福祉・専門機関との連携を図り、域内の不登校児童生徒の社会的自立に向けた学校復帰の支援に寄与することを願う。
<p>外部評価意見書（金城 毅）</p>		
評価区分	総合評価	<p style="text-align: center;">評価の説明【視聴覚ライブラリー事業】</p>
外部評価	B	<ul style="list-style-type: none"> ・教材機材の整備貸し出しは学校や地域自治会にとって便利である。特に自治会等では、プロジェクターやスクリーンを備品として整備するわけにもいかないのので視聴覚ライブラリーで借りることができるのはとても効率的である。さらに、配送・回収サービスは、高齢化している自治会活動にとってありがたい。ただ、コロナの影響か利用者が減っているのは残念である。自治会長連絡会などでさらなる広報活動を望む。 ・プラネタリウム上映会は魅力的であり今後とも継続していただきたい。また、離島親子映写会も島の方々が集まって鑑賞会を行うのも有意義だと思う。 ・視聴覚教材機材の精選が必要である。利用頻度がかなり少ない教材機材は廃棄および譲渡も検討する必要がある。